

アスティとくしま敷地内動線計画等検討業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

アスティとくしま敷地内動線計画等検討業務

2 業務目的

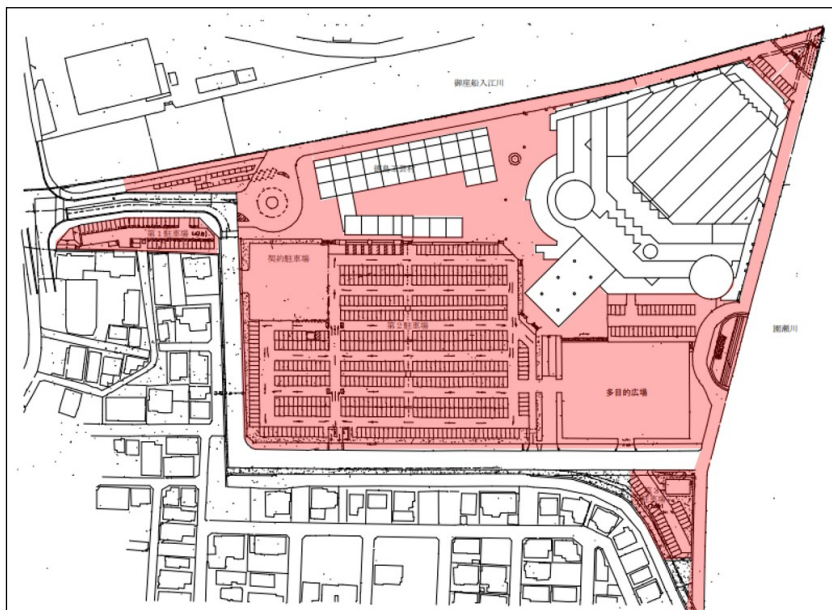
徳島県立産業観光交流センター（以下「アスティとくしま」という。）においては、本県の「にぎわい創出・誘客促進」の中核施設であり、令和 8 年 4 月 1 日からは、「とくしまにぎわい創出共同事業体」による新たな管理運営体制のもと、指定管理者の知見・ノウハウを活かし、今後、大規模イベントの増加が見込まれることから、更なる利便性向上に向けた施設の見直しを進めているところである。

アスティとくしまの敷地内には、534 台の収容が可能な駐車場があるが、来場者が集中する大規模イベントが開催された際には、周辺道路での交通渋滞の発生や、駐車場内での出庫時の車両動線の密集による混雑、ロータリー付近での一般車両、バス、タクシーの動線密集による混雑や歩行者の安全確保など、更なる利便性向上を図るには、これらの対策について対応する必要がある。

本業務は、指定管理者へのヒアリングや現地調査等により、駐車場等の敷地内や周辺道路の現状を把握した上で、駐車場・駐輪場・ロータリー（バス・タクシーのりば）を含む敷地全体の「円滑な動線計画」や「外構部分の改修内容」について具体化を図る。

3 対象場所

徳島市山城町東浜傍示 1 番地 1



■ 着色部分
「円滑な動線計画」や
「外構部分の改修内
容」の検討対象範囲
(市道を除く)

なお、「現況調査」や「渋滞対策の検討」については、上記検討対象範囲（着色部分）に限らず、周辺道路等を含め、広範囲での検討を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務内容

受託者は、概ね次の業務に取り組むことを想定しているが、その他必要な事項があれば、検討・整理し提案すること。なお、受託者の提案内容に基づき、県と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 計画準備

本業務の背景及び目的を整理し、これを遂行する作業体制及び工程を設定し、業務計画書を作成する。

(2) 現況調査

ア 資料調査

既存資料から駐車場等の敷地内及び周辺道路の現況並びに関係法令・関連計画等による制約条件を把握する。

イ ヒアリング調査

利用状況や改修要望等について指定管理者に聞き取りを行う。また、有識者・専門家等からも意見を聴取する。なお、ヒアリング調査資料作成や調査結果のとりまとめも行うものとする。

ウ 現地調査

現地にて駐車場等の敷地内及び周辺道路の現況や駐車場付近での滞留時間等を調査する。なお、必要に応じて、計測等を行うものとする。

エ 交通・渋滞シミュレーションによる交通状況の現状分析

交通・渋滞シミュレーションによる解析を用いて、駐車場及び周辺道路に係る交通の現状把握を行い、問題点やその原因について整理する。なお、交通・渋滞シミュレーションに当たっては、アスティとくしまの多目的ホールの最大収容人員 5,000 人を想定した解析を行うものとする。

(3) 敷地全体の円滑な動線計画等の検討

「(2) 現況調査」の結果を基に、指定管理者からの要望事項や有識者・専門家の意見等も踏まえ、駐車場・駐輪場・ロータリー（バス・タクシーのりば）等の敷地内の円滑な動線計画の検討を行うとともに、動線計画図及び改修工事に向けた基本設計図を作成する。なお、動線計画図及び基本設計図の作成に当たっては、必要に応じて複数案作成するものとする。

※動線に係る主な課題は「参考資料」のとおりであり、受託者が検討する事項は、主に次の事項を想定しているが、その他必要な検討事項があれば、整理し提案すること。

- ・ 駐車場入口・出口位置の検討
- ・ 駐車場進入時の滞留ゾーンの検討
- ・ 駐車区画の増設の検討
- ・ 駐車場内の動線の検討
- ・ 来場者と車両の動線分離の検討
- ・ 一般車両と公共交通機関（バス・タクシー）の動線分離の検討
- ・ バスとタクシーの動線分離の検討
- ・ 駐輪場位置の変更の検討
- ・ バス利用来場者、タクシー利用来場者、徒歩来場者の動線分離の検討
- ・ 水上タクシーを利用した場合の来場者動線の検討
- ・ 休憩所やベンチ等の配置の検討
- ・ サイン（案内看板）等の設置の検討
- ・ 植栽等の見直しの検討
- ・ その他敷地内の必要な見直しの検討

※検討に当たっては、バリアフリーに十分配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく安全な動線計画を検討するとともに、イベント利用時の緊急対応や災害時の避難所としての機能も考慮した動線計画とすること。

※なお、本業務とは別に、駐車場内へのスムーズな入庫を促すため、今年度中に駐車場入庫時の「カメラ式車番認証システム」を導入予定である。

(4) 改修工事案の検討

「(3) 敷地全体の円滑な動線計画等の検討」の結果を基に、改修工事の内容を検討するとともに、実施に向けた技術的・法的課題（建築基準法、徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例、徳島市景観計画、その他関係法令等）を整理する。

(5) 概略工程案及び概算工事費の検討

「(4) 改修工事案の検討」を踏まえた改修工事全体の概略工程案を検討するとともに、改修工事案及び概略工程案に基づき、概算工事費を算出する。なお、改修工事全体の概略工程案の検討に当たっては、施設の継続的な運営を前提とした概略工程案を基本とするものとする。

(6) 渋滞対策の検討

「(3) 敷地全体の円滑な動線計画等の検討」に加え、大規模イベント時における周辺道路の渋滞緩和のための対策（イベント規模別の誘導員配置マニュアル・サイン計画等）を検討する。

なお、検討に当たっては、大規模イベント時における渋滞対策の全国事例を収集・整理し、その中からアスティとくしまへの適用性が高い対策をとりまとめる。

(7) 打合せ協議

ア 打合せ協議は、業務着手時、業務完了時に各 1 回とし、中間として原則月 1 回程度の実施を予定するものとする。なお、オンライン形式での打合せ協議も可とする。

イ 業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、県との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

ウ 打合せ協議後は、速やかに協議録を作成し、県の承認を得るものとする。

(8) 報告書の作成

上記(1)～(6)までの検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(9) その他

上記(1)～(8)のほか、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

6 業務実施体制

受託者は、本業務の履行に当たって、業務の趣旨及び目的を十分理解した上で、同種業務経験のある者を業務責任者または担当者として定め、かつ適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、業務責任者は、同種業務経験のある者としなければならない。

7 成果品の提出

(1) 提出する成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

業務成果報告書：書面 5 部（カラー）及び電子データ（CD-R または DVD-R）

※敷地全体の円滑な動線計画図、改修工事に向けた基本設計図を含む。

※県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。なお、上記電子データには、図面データ形式も含むこと。

※敷地全体の円滑な動線計画図、改修工事に向けた基本設計図の素案を、令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までに提出すること。

(2) その他：県が業務の確認に必要と認める書類等

(3) 納入場所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課 施設活用推進室

T e l : 088-621-2148

メール：kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp

(4) 県が必要とする時期において、中間報告を行うこと。（令和 8 年 1 1 月頃、令和 9 年 1 月頃などを想定）

8 特記事項

- (1) 各業務を履行するに当たり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、県の意図について熟知した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を県に提出し、県の承認を得るものとする。また、随時進捗を報告すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況等について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、県から受託者に提供できるものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するに当たり、受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。なお、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを県に提出し、承諾を得ること。
- (7) 契約の履行または不履行により、県又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (10) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）等の知的財産権は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (11) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

- (12) 業務を履行するに当たり関係法令、県の定める条例及び規則等を遵守すること。
- (13) 業務を履行するに当たり受託者が負担する経費は、全て本委託料に含まれるものとする。
- (14) 本業務のために支出した経費について、給与明細、請求書、領収書等の各種証拠書類の提示を求めることがある。
- (15) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (16) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。